

岩手県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 遠野市青笹町糠前45地割75の53
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため